

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年6月29日(2006.6.29)

【公開番号】特開2004-209919(P2004-209919A)

【公開日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2003-2312(P2003-2312)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/50 (2006.01)

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/00 B

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月15日(2006.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

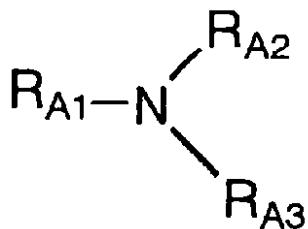
【補正の内容】

【請求項1】

支持体上に色材受容層を有するインクジェット記録用シートにおいて、該色材受容層が一般式(A)で表される化合物を少なくとも1種含有することを特徴とするインクジェット記録用シート。

【化6】

一般式(A)



式中、R_{A1}は炭素数8以上20以下のアルキル基を表す。R_{A2}、R_{A3}はそれぞれ、アルキル基、カルボキシアルキル基またはスルホアルキル基を表し、R_{A2}、R_{A3}の少なくとも1つはカルボキシアルキル基またはスルホアルキル基である。カルボキシアルキル基及びスルホアルキル基中のカルボキシ基及びスルホ基はそれぞれの塩の形でもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

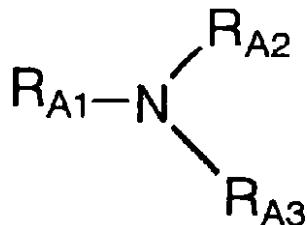
【課題を解決するための手段】

上記課題は下記の手段によって達成された。

1) 支持体上に色材受容層を有するインクジェット記録用シートにおいて、該色材受容層が一般式(A)で表される化合物を少なくとも1種含有することを特徴とするインクジェット記録用シート。

【化6】

一般式(A)



式中、R_{A1}は炭素数8以上20以下のアルキル基を表す。R_{A2}、R_{A3}はそれぞれ、アルキル基、カルボキシアルキル基またはスルホアルキル基を表し、R_{A2}、R_{A3}の少なくとも1つはカルボキシアルキル基またはスルホアルキル基である。カルボキシアルキル基及びスルホアルキル基中のカルボキシ基及びスルホ基はそれぞれの塩の形でもよい。

2) 前記色材受容層が、更に水溶性樹脂を含有することを特徴とする第1項記載のインクジェット記録用シート。

3) 前記水溶性樹脂が、ポリビニルアルコール系樹脂、セルロース系樹脂、エーテル結合を有する樹脂、カルバモイル基を有する樹脂、カルボキシル基を有する樹脂、ゼラチン類の少なくとも1種であることを特徴とする第1または第2項に記載のインクジェット記録用シート。

4) 前記色材受容層が、更に微粒子を含有することを特徴とする第1~3項のいずれかに記載のインクジェット記録用シート。

5) 前記微粒子が、シリカ微粒子、コロイダルシリカ、アルミナ微粒子、擬ベーマイトの少なくとも1種であることを特徴とする第4項に記載のインクジェット記録用シート。

6) 前記色材受容層が、水溶性樹脂を架橋し得る架橋剤を含有する第1~5項のいずれかに記載のインクジェット記録用シート。

7) 前記色材受容層が、更に媒染剤を含有することを特徴とする第1~6項のいずれかに記載のインクジェット記録用シート。

8) 前記色材受容層が、少なくとも微粒子、水溶性樹脂、及び架橋剤を含有する塗布液を塗布した塗布層を架橋硬化させた層であり、前記架橋硬化が、(1)前記塗布液を塗布すると同時に、(2)前記塗布液を塗布して形成される塗布層の乾燥途中であって該塗布層が減率乾燥を示す前のいずれかのときに、pH8以上の塩基性溶液を前記塗布層又は塗膜に付与することにより行われることを特徴とする第1~7項のいずれかに記載のインクジェット記録用シート。

9) 前記色材受容層は、少なくとも微粒子、水溶性樹脂、及び架橋剤を含有する塗布液を塗布した塗布層を架橋硬化させ、前記架橋硬化が、(1)前記塗布液を塗布すると同時に、

(2) 前記塗布液を塗布して形成される塗布層の乾燥途中であって該塗布層が減率乾燥を示す前のいずれかのときに、pH 8以上の塩基性溶液を前記塗布層又は塗膜に付与することを特徴とするインクジェット記録用シートの製造方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明のアミノ酸誘導体としては下記一般式(A)で表される化合物が好ましく用いられる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

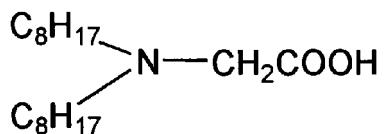
【補正方法】変更

【補正の内容】

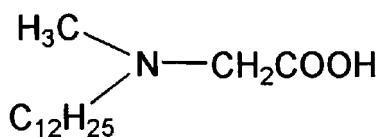
【0024】

【化4】

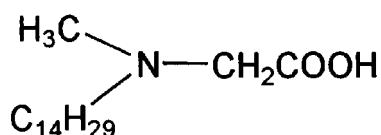
W-9



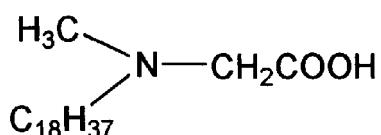
W-10



W-11



W-11



【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 3】

【表1】

	添加物
R-1 (比較例)	なし
R-2 (比較例)	R-1に対して、塗布液BにPOEP-1 2.5部
R-3 (比較例)	R-1に対して、塗布液BにPOEN-1 2.5部
R-4 (本発明)	R-1に対して、塗布液BにW-1 2.5部
R-5 (本発明)	R-1に対して、塗布液BにW-4 2.5部
R-6 (本発明)	R-1に対して、塗布液BにW-6 2.5部
R-7 (本発明)	R-1に対して、塗布液BにW-9 2.5部
R-8 (本発明)	R-1に対して、塗布液BにW-11 2.5部

POEP-1：ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル (PEO鎖平均30)

POEN-1：ポリオキシエチレンナフチルエーテル (PEO鎖平均50)

添加物 R - 1 (比較例) なし R - 2 (比較例) R - 1 に対して、塗布液 B に POEP-1 2 . 5 部 R - 3 (比較例) R - 1 に対して、塗布液 B に POEN-1 2 . 5 部 R - 4 (本発明) R - 1 に対して、塗布液 B に W-1 2 . 5 部 R - 5 (本発明) R - 1 に対して、塗布液 B に W-4 2 . 5 部 R - 6 (本発明) R - 1 に対して、塗布液 B に W-6 2 . 5 部 R - 7 (本発明) R - 1 に対して、塗布液 B に W-9 2 . 5 部 R - 8 (本発明) R - 1 に対して、塗布液 B に W-11 2 . 5 部
 POEP-1：ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル (PEO鎖平均30)
 POEN-1：ポリオキシエチレンナフチルエーテル (PEO鎖平均50)